

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集Ⅰ

ヒヤリハット対策に「安心の守」

アプリで登録して情報共有

日産自動車横浜工場サスペンション課

特集Ⅱ

重機災害防止へ管理規定

厳格な基準定めルール徹底

長谷工コーポレーション

ニュース

安全経費明示で調査へ

国交省実務者検討会 圧縮なら理由も

電子版はカラーでご覧になれます!!

電子版登録(無料)のお問い合わせは

 0120-972-825

メルマガも配信中です!

No.2326

3

2019

15



社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRRアップ21 埼玉会
社会保険労務士行政書士楠原事務所

所長 楠原 正和

第287回

接待ゴルフでひざの半月板を損傷

■ 災害のあらまし ■

食品製造販売会社X社で営業職に勤務するAは、取引先企業Y社を接待するゴルフコンペに参加し、最初のホールでティーショットを打った後、大きくバランスを崩し左のひざをねじってしまい、左ひざの半月板を損傷した。Aは、集合時間ギリギリに到着したため、準備運動をすることなく急に体を動かしたため、体への負担が大きくなったことが影響した。X社、Y社の社長ともにゴルフが大好きで、年に4回定期的に両社親睦のゴルフコンペが開催されていた。このゴルフコンペに営業職の社員が必ず参加することは、社内では暗黙の了解になっていて、今まで営業職の社員は皆参加してきたばかりのAは初めての参加。Aはゴルフがあまり得意ではなく好きでもないため、気乗りしないなかでのケガとなった。

■ 判断 ■

営業職の接待のためのゴルフコンペへの出席は、会社としては、取引先との親睦を深めるうえで有意義だとして参加費用が事業主より営業職に支払われていた。しかし、「事業運営上緊要なもの」、かつ「事業主の積極的な特命」によってなされたとは認められず、業務外となった。

■ 解説 ■

一般的に接待ゴルフでケガをして労災が適用になったケースはほとんどない。このケースではX社Y社ともに社長がゴルフ好きで、営業職の社員は両社の親睦のために春夏秋冬にゴルフコンペを開催するのが伝統になっていた。X社の社長がゴルフ好きで必ず参加するため、営業職は暗黙の了解

で今まで参加し続けてきており、参加費用なども事業主が参加者に支払ったのであるが、事業主や上司からは具体的な参加の命令は出されていなかった。

接待をしている際のケガが労災と認定されるためには、当該ケガが「業務遂行中に」かつ「業務に起因して」発生したものであることを客観的に主張する必要が生じる。ゴルフコンペの目的が「X社にとって非常に重要な相手に対する接待であり、この最中に商談があり、Aがキーパーソンで参加しなければ目的を達成することができず、かつ、上司（事業者）から出席を強制されている」といった状況が明らかにならない限りは、「業務遂行中に」「業務に起因する」労働時間であると認定されるのは難しいと思われる。

確かに、その場の空気としてゴルフコンペの参加を断ることは難しく、伝統的に行われているものである限りは、本人としては「労働の一環」と捉えたくなるが、上司なり事業者なりから明確に参加を命じられているとはいえ、ゴルフコンペ自体も定例的に開催される親睦の会であり、特別な商談をするわけではないからである。

ただ、本人はプレイをせずにスコアの集計や商品の準備、プレイ後の宴会での司会などの業務を行う場合は、ゴルフコンペの接待が労働時間と認められることも考えられるだろう。接待的な色合いとは少し異なり、上司などの命令や指示を受けていれば業務の一環という色合いも出てくる。

最近、営業の社員が取引先とのゴルフコンペに、顧客との商談であるとの上司の指示を受けて参加することになり、ゴルフコンペの会場に向かう途中に交通事故で死亡した事例があった。当初は労働災害と認められなかったが、ゴルフコンペの接待の



参加は業務の一環と労働基準監督署の判断が覆された例がある。少しずつではあるが、接待が労働時間に当てはまるといった機運が出始めてきているといえるだろう。

今回の事例で登場したAにとっては、あまり好きでも得意でもないゴルフに「半ば強制的に」参加させられ、ケガをして少しの間休業せざるを得ず、治療費も自己負担になってしまったため、納得いかない部分もあると思われる。日本の社会では、はっきりとした指示、命令はないものの暗黙の了解で強制的にしなければいけないことがたくさんある。例えば、「上司が帰るまでは部下は職場を離れることができない」という例がまさにこれに当たる。規則にはないが暗黙の了解での強制である。

昭和の時代に比べればこの暗黙の了解での強制は減ってきているが、まだ指示命令との境目がはっきりせず、ヤキモキとすることも多いと思われる。ある程度半強制的な接待への参加は労働時間と判断する方向に向かっていくことが望ましいだろう。最近、平成の初めのころに比べてゴルフコンペによる接待は大幅に減ったが、別の形で接待の制度は残っていくと思われる。

◇ SR アップ 21 : www.srup21.or.jp